

## 出席届についてのご案内

平素より、本校の教育活動に多大なるご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、感染力が非常に強い病気については、学校保健安全法により感染のおそれなくなるまで、出席を見合わせていただくことが定められております。このたび、新型コロナウイルス感染症が感染法上の5類に移行されたことを踏まえ、学校保健安全法施行規則改訂により、下記のとおり、新型コロナウイルス感染症の出席停止期間が定められました。

つきましては、感染症に罹患後の登校に際しましては、病気の経過がわかる医療機関の医師※から「登校しても支障なし」との判断をいただき、必ず、「出席届」に医師の証明（印）をもらい、お子様に持たせてください。（※経過がわからない医療機関は、証明できない場合があるため）

なお、板橋区医師会のご厚意により、板橋区医師会所属の医療機関（大学病院及び公立病院は除く）に限り出席届の文書料は無料となっております。

なお、不明な点がございましたら、学校までお問い合わせください。  
ご理解の上、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

## 記

## 1 学校保健安全法施行規則第19条（出席停止の期間の基準）

出席停止の期間の基準は、感染症の種類に従い、次のとおりとする。

ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めた時はこの限りではない。

疾患名	出席停止の期間
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹（3日はしか）	発疹が消失するまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
新型コロナウイルス	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症（※）	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

（※）その他の感染症には、溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑（リンゴ病）、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症（感染性胃腸炎）、ウィルス性肝炎、伝染性膿痂疹が挙げられております。これらについても「出席届」の対象となります。

# 出席届

## 【医師記入欄】

学校長 殿

貴校の(氏名) \_\_\_\_\_ は感染症 ( ) で治療中でしたが、

[※氏名のみ保護者が記入可]

登校可能と認められましたので、下記のとおり証明いたします。

出席停止の期間 年 月 日 ~ 年 月 日まで

年 月 日

医療機関名 \_\_\_\_\_

電話 ( ) \_\_\_\_\_

医師氏名 \_\_\_\_\_ 印

## ご診察をいただいた先生へ

板橋区医師会のご厚意で、板橋区医師会所属の医療機関では出席届にかかる文書料は無料となっております。ご配慮のほど、よろしく願いいたします。(大学病院等一部医療機関では有料の場合もあります)

## 【保護者記入欄】

年 組 児童・生徒名 \_\_\_\_\_

保護者名 \_\_\_\_\_

【裏面あり】